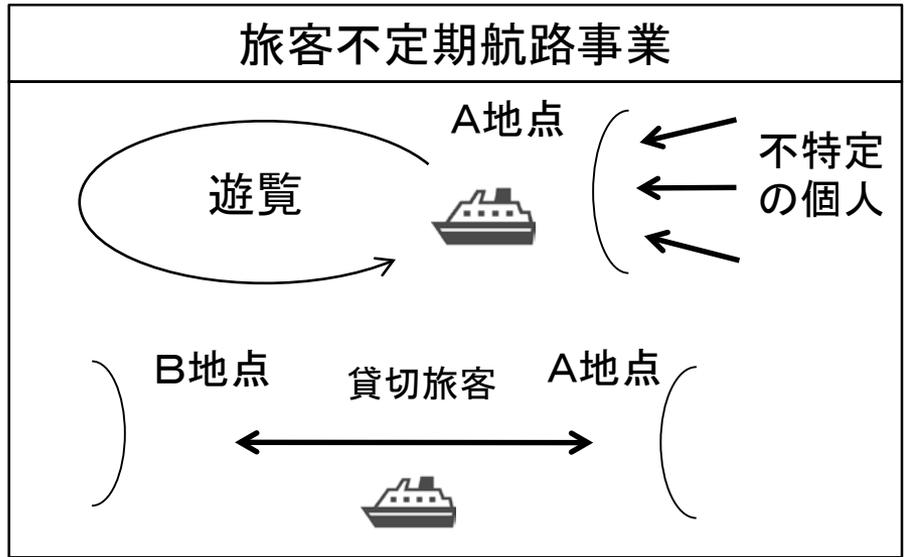
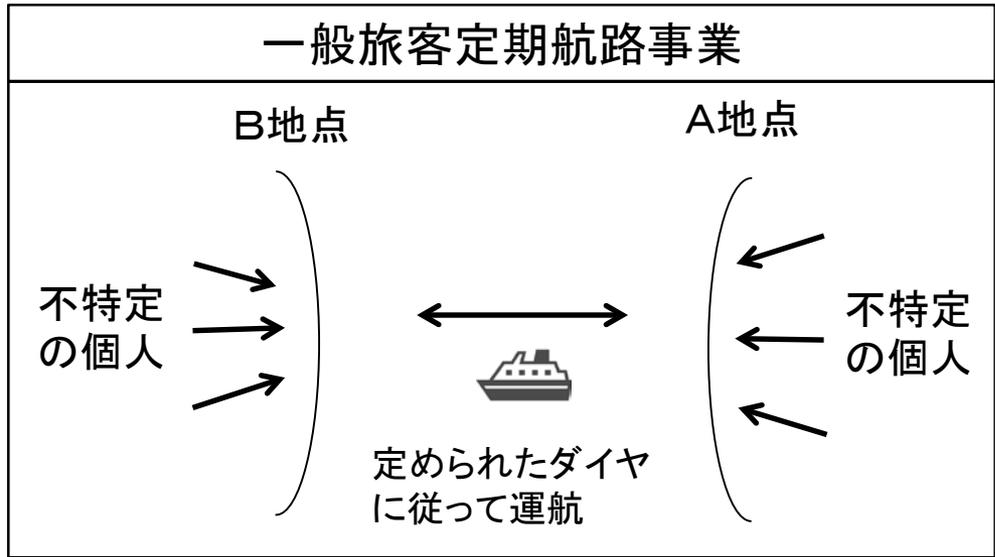


# 一般旅客定期航路事業と旅客不定期航路事業

【機密性2】

	一般旅客定期航路事業 (許可制(海上運送法第3条))	旅客不定期航路事業 (許可制(海上運送法第21条))
航路・ダイヤ	定められた航路を定められたダイヤ通りに運航(乗合運送) ⇒旅客の多寡にかかわらず運航する(第14条)	定められた航路を一定のダイヤによらずに運航(起終点を同じとする乗合または貸切運送) ⇒事業者の都合で運休できるため、乗船客が少ない場合などは運航されない可能性がある
運賃・料金	届出(指定区間*1は上限認可)	届出
船舶運航計画*2	届出(変更する場合はあらかじめ届出)	策定の必要なし
安全管理規程*3	届出	届出

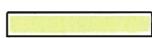
- \* 1 指定区間: 船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間
- \* 2 運航ダイヤ等を定めたもの
- \* 3 輸送の安全を確保するための社内体制、運航中止の判断基準、事故等の場合の対応等を定めたもの



船舶運航事業手続き早見表

人数		旅客定員	
		1人～12人	13人以上
航路	定期運航	貨物定期航路事業 (内航貨物船等)	一般旅客定期航路事業 (長距離フェリー、離島航路、クルーズ船等)
	不定期航路	(海上タクシー等)	旅客不定期航路事業 (通船、遊覧、クルーズ船等)
不定期航路	不定期運航	(小型クルーズ船、海上タクシー、ホエールウォッチング等)	(ホエールウォッチング等)

 は許可事業

 は届出事業

## よくある問い合わせ（海上運送法関連）

- Q 1. 石垣港で遊漁船業を行っていますが、石垣港から大原港まで人の運送を行うことを考えています。何か手続きが必要ですか。
- A 1. 遊漁船業以外に事業として反復継続して人の運送を行う場合は、「海上運送法」の適用の対象となっており、事前に手続きが必要です。  
船舶の旅客定員が12名以下の場合と13名以上の場合では手続きが異なります。
- Q 2. 遊漁船業を行っていますが、今後、ホエールウォッチングを行うことを考えています。何か手続きは必要ですか。
- A 2. イルカウォッチング、ホエールウォッチング等をする場合は、人の運送を行うものとして、海上運送法の適用の対象となっていますので、事業開始の30日前までに届け出が必要で、安全規制・利用者保護規制も適用されます。
- Q 3. 旅客定員12名以下の船舶で遊漁船業を行っていますが、今後、近くの無人島へ人の運送を行うことを考えていますが、何か手続きは必要ですか。
- A 3. 遊漁船業以外に事業として反復継続して人の運送を行う場合は、海上運送法の適用の対象なので事業開始の30日前までに届け出が必要であり、安全規制・利用者保護規制も適用されます。
- Q 4. 旅客定員12名以下の船舶で、航路と発着時刻を定めて事業を行いたいのですが、どのような手続きが必要ですか。
- A 4. 海上運送法第19条の5の規定による「人の運送をする貨物定期航路事業」に該当します。事業開始の30日前までに届け出が必要です。安全規制、利用者保護規制が適用されるので、運航管理規程等の届け出、保険契約の締結等についての書面が必要です。
- Q 5. 旅客定員13名以上の船舶で、臨時のクルーズを行いたいのですが、どのような手続きが必要ですか。
- A 5. 海上運送法第20条の規定による「人の運送をする不定期航路事業」に該当します。事業開始の30日前までに届け出が必要です。運航管理規程等の届け出、保険契約の締結等についての書面が必要です。
- Q 6. 旅客定員13名以上の船舶でダイビングを行っていますが、今後、近くの無人島へ海水浴客の運送を行うことを考えていますが、何か手続きは必要ですか。
- A 6. 一定の航路へ旅客定員13名以上の船（旅客船）を使用して人の運送を行う場合は、海上運送法第21条の「旅客不定期航路事業」に該当し、事前に航路毎の許可を受けなければなりません。許可を受けるには、許可基準に適合する必要があります。ただし、遊覧航路等以外は乗合旅客を輸送することが禁止されています。
- Q 7. 安全規制、利用者保護規制とはどのようなことですか。

- A 7.** 安全規制とは、運航管理規程の届け出、運航管理者の選任届け出、輸送の安全確保命令が適用されます。
- 利用者保護規制とは、保険契約の締結、運賃・料金及び運送約款の公示義務、不当な差別的取り扱いの禁止が適用されます。
- Q 8.** 人の運送を行うため、損害賠償のための保険契約を締結する場合には、1人あたりの補償額を最低いくらにしたらよいのですか。
- A 8.** 旅客1人あたり最低3,000万円となります。
- Q 9.** 人の運送を行うことができない船があると聞きましたが、どのような船ですか。
- A 9.** 20トン未満の船舶で船舶検査証の用途欄が「小型遊漁兼用船」である船舶は、もっぱら漁労と遊漁のみ従事する船舶として、旅客の輸送が認められていません。また、漁労・遊漁をする以外の旅客定員が0人となっている船舶も旅客の輸送が認められていません。
- これらの船舶により人の運送をするときには、用途の変更、若しくは旅客定員の設定を行う必要があります。
- Q 10.** 遊漁船業を行うには、沖縄総合事務局へ手続きすればよいのですか。
- A 10.** 遊漁船業については、沖縄県農林水産部水産課が担当です。